

令和3年9月定例会 総務委員会（付託）

令和3年9月22日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県過疎地域持続的発展計画（案）について（資料1，2）

板東政策監補

それでは、この際、1点御報告申し上げます。

徳島県過疎地域持続的発展計画（案）についてでございます。

お手元のタブレットに表示しております資料1を御覧ください。

1，目的でございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び先月策定した徳島県過疎地域持続的発展方針に基づき、県が市町村と連携して過疎地域において実施する事業や措置の内容を定めるものでございます。

2，基本的事項でございます。

まず、（1）期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、（2）特色といたしましては、基本目標として、2030年までに過疎地域における転入転出者数の均衡を掲げ、この達成に向け、県過疎方針で定めた五つの重点事項を基軸として、過疎地域において特に推進すべき重点施策と目標を設定しております。

具体的な内容といたしましては、3，計画の概要に記載しておりますとおり、新次元の分散型国土の創出では、ワーケーションの推進やサテライトオフィスの誘致、地域交通体制の整備・構築では、道路網の整備や革新的な公共交通ネットワークの構築、地域医療提供体制の確保では、5Gを活用した遠隔医療の推進や徳島医療コンソーシアムの推進、デジタル社会の推進では、ローカル5Gの展開、デジタルデバイド対策の推進やスマート農林水産業・i-Constructionの実装、グリーン社会の推進では、森林サイクルの確立による吸収源対策や地域資源を生かした自然エネルギー自給、地域内経済循環を掲げており、徳島ならではの施策をしっかりと展開してまいります。

なお、資料2としまして、重点施策に加え、産業の振興や生活環境の整備など11の施策体系を柱に、253事業を盛り込んだ計画案の全文を提出させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

報告事項の説明は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

井下委員長

次に、関西広域連合議会議員の井川委員から、関西広域連合議会の活動状況について報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

井川委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

去る9月11日に大阪市において防災医療常任委員会が開催されました。

理事者から、広域医療の推進並びに広域職員研修の推進について説明がなされ、それぞれ委員から、患者や医療人材の移送手段について、空飛ぶ車など民間の最新技術に関西広域連合で率先して取り入れることはできないか、新型コロナウイルス感染症対策には保健所の体制強化が必要だと考えるが、国への要望も含め、どのような見解であるか、団体型連携職員研修について、各自治体の意見を聞いて充実させるとのことであるが、具体的にはどのようなものかなどの質問がなされました。

報告は、以上であります。

井下委員長

以上で、報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

梶原委員

先ほども過疎地域の転出入者のことが出ましたけれども、私は若い人の転出の超過について少しお伺いしたいと思います。

ここ数年、若い方の転出超過の歯止めが掛からないという状況となっているようで、調べたところ2014年度が1,723人、2015年度が2,023人で、2016年度が1,811人、2017年度が1,883人で、2018年度が1,923人ということで、毎年度2,000人ぐらいで推移しているのですけれども、2019年以降の数字が分かれば教えていただきたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

梶原委員から、転出超過人数についての御質問を頂きました。

転出超過人数については、県への転入者数から転出者数を引いた人数ということになりまして、全ての年代を含む県全体の人数ということになりますけれども、2019年度については2,379人、2020年度は現時点では推計値ということになりますけれども、1,423人ということになります。

梶原委員

こうした傾向がずっと続いているようです。改善するのも一朝一夕にはできない問題と思うのですが、この要因はどういうふうに分析されているのか、教えていただきたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

要因分析についての御質問を頂きました。

県への転入、転出ともに多いのは20代前半の若者ということになっておりまして、タイミングといたしましては、大学等への進学や学校卒業後の就職の時期ということになります。また、男性と女性の比率で考えますと、女性のほうが若干多いというような傾向が見られます。あと、転出先といたしましては、大阪や兵庫をはじめとした大阪圏が多いという状況でございます。

県外に転出をされる方の理由としては、県外や都会で自分の力を試したい、挑戦したいという積極的といいますか、前向きな理由、若者ですので都会への憧れ、また本当は徳島にいたい、戻りたいというような希望を持っていても自分が学びたい学部であったり、就きたい職業、魅力的な仕事が県内で見付けられないというようなケースもあると認識しております。

梶原委員

特に、女性は街とか、買物とか、生活全般で都会に出るか、徳島にとどまるかという、そういった傾向があるかと思います。特に、女性に定住していただく取組も力を入れていただきたいと思うのですが、今後の更なる取組をどういうふうに進めていくのか、教えていただきたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

今後の取組ということで御質問を頂きました。

若者、女性、大阪圏という三つを意識した取組が必要だというふうに認識しております。

まず、若者に対する取組といたしまして、昨年度コロナによる緊急事態宣言で帰省もままならない、県外に出られている県出身の学生に対して県産品を送付する^{きずな}絆事業でありますとか、今年度については、コロナ禍でバイト収入が減少して生活に苦しんでいる徳島で暮らしている学生に、お米や県産加工品を配布する応援プロジェクト、こういったものを通じて徳島への愛着を取り戻してもらうというところと、情報発信につきましては、とくしま若者応援サイト、AWAIROというサイトを設けておりまして、その中で若者目線での県内外の若者への情報発信というところ、また、AWAIRO LINEを活用した徳島と若者が継続的につながっていく仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

女性に対する取組といたしましては、先ほどのAWAIRO LINE、AWAIROによる情報発信に加えまして、女性が働きやすい職場環境づくりであったりとか、結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援、これについては多様な働き方の実装、マリッサとく

しまでの結婚支援、また育児については保育助手制度の活用やチーム育児の推進といった取組を進めているところでございます。

また、大阪圏につきましては、大阪での県内の市町村と連携した定期的な移住相談会の実施、インターンシップの活用、就職支援協定大学との連携による大阪圏をはじめとした県外に進学した学生に対する県内企業の魅力発信という取組を行っているところでございます。

これらの取組につきましては、なかなかすぐに成果が現れるものではないんですけれども、継続して取り組んでいくことで徳島への転入、移住という成果につながっていくと考えているところでございます。

梶原委員

一番最初の質問で、2020年度が1,400人ということで、どんと2,000人から下がって成果も出ていますので、このAWA I R O L I N Eとか、様々なSNSを使ったまた発信や、徳島はこの女性社長が大変多いということで土壌としては女性が働く環境は悪くはないと思うので、雇用環境の整備など、またしっかりやっていただきたいと思います。

今、就職活動で県内に来られる、県外に住まれている学生さんに対して、県内で開催される企業説明会や採用試験などに参加する場合に、今コロナで、オンラインでやっているところも多いと思うのですが、例えば東京の方だったら、地域によって多額の交通費などが掛かる場合があります。

やっぱり県外からの人材確保のために、こうした交通費などを補助する事業やU I Jターンの就職に向けての積極的な支援が必要なのではないかなと思うのです。その点どのようにお考えか、教えていただきたいと思います。

河原とくしまぐらし応援課長

U I Jターンの就職に向けての支援ということで御質問を頂きました。

U I Jターンの推進につきましては、移住を促進する上でも大変重要だというふうに私も認識しております。当課におきましても、昨年、徳島青年会議所と連携しまして、オンラインでの合同企業説明会の中で移住セミナーを開催するなど、移住と雇用の取組、PRを実施しているところでございます。

委員から御提案のU I Jターン就職に係る支援の関係につきましては、雇用促進を所管する商工労働観光部において、県内の事業者のPRや就職説明会の開催などを通じて推進しているところでございますので、御提案の内容につきましては、商工労働観光部とも連携して、何かできることはないか検討してまいりたいというふうに考えております。

梶原委員

こういった側面からの支援もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、奨学金の返済の肩代わり制度について、お伺いいたします。

2015年度から奨学金の返済を自治体や企業が肩代わりをするという制度が実施されておりますが、徳島県におけるこの制度の実績を教えていただきたいと思います。

安田県立総合大学校本部次長

梶原委員から、徳島県奨学金返還支援制度の実績について御質問いただいております。

徳島県奨学金返還支援制度でございますが、人口減少克服、地方創生に取り組むということで、平成27年度に総務省、文科省が連携して策定いたしました国の制度に沿った財政支援が受けられるという制度として創設しております。

若者のとくしま回帰、本県産業を担う人材の確保ということを目的に、日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けた大学生等に対しまして、卒業後、公務員は除きますが、県内の企業に3年以上の就職を条件に奨学金の返還を支援するものでございます。

これまでの実績でございますが、平成27年度から令和2年度まで6か年で1,129名を助成候補者として認定しております。参考に、最近3か年の申請状況でございますが、平成30年度が233名、令和元年度が217名、令和2年度が222名となっております。次に、最近3か年の認定状況でございますが、平成30年度が218名、令和元年度が212名、令和2年度が212名同数となっており、申請者のほとんどが認定されているという状況でございます。

梶原委員

平成30年度から600人以上の方が認定されて、非常にこれは良い制度だと思うので、更に周知を進めていただけてやっていただきたいと思います。

実際、定住支援と地域産業の人手不足を補うということですが、具体的にはこういった効果が出ているのか、教えていただきたいと思います。

安田県立総合大学校本部次長

定住支援、地域産業の人手不足にどのような効果が生まれているのかという御質問でございます。

先ほど述べました1,129名の中にはまだ在学中の方も多くおりますが、大学等卒業した方のうち、これまで577名の方に県内で就職していただいております。若者の地元定着と地域経済を支える産業人口の確保に着実につなげているところでございます。

また、新卒者の就業3年目以内の離職率というのがございます。厚生労働省の令和2年10月の報道発表では、全国では32.8パーセントという離職率に対しまして、この制度で認定された方の離職率につきましては、令和3年8月末で確認いたしましたところ、12.8パーセントとなっております。若者の県内定着に一定の効果が現れていると考えているところでございます。

梶原委員

全国平均32.8パーセントに対して12.8パーセントということで、これはかなり良い効果が出ていると思います。

先ほど周知のことでお話ししましたがけれども、都道府県については、2020年6月にこうした制度の広報に対する補助も国の補助対象になったということで、こうした制度を使って今後どのような周知に努めていくのか、教えていただきたいと思います。

安田県立総合大学校本部次長

2020年6月に広報に関する経費も補助対象となったという委員からの御指摘でございます。今後、周知に向けてどのような取組を行うかということで御質問いただいております。

制度の周知につきましては、広く県内外の皆様にお伝えしていくということが必要でございます。引き続きチラシ、ポスターを作成して、全国の大学等に発送していくというもの。それから、新聞、ケーブルテレビ、インターネットのホームページ等の情報媒体を活用してその情報発信を今行っているところでございます。

また、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、学生の方々に安心して勉学に励めるようにと、ふるさと回帰^{きずな}「絆」便を活用いたしまして、いち早く令和3年3月に県外在住の本県出身者へ当該制度をお知らせしたところでございます。

また、4月7日でございますが、県内の大学、大学院等、県外の就職支援協定を締結している大学等に、今年度助成候補者募集の告知を行ったところでございます。例年でしたら6月、7月に行いますが、早めの周知をしたところでございます。

さらに、今年度からの新たな取組といたしまして、県内の経済団体5団体と連携いたしまして、本制度を県内就職の魅力の一つとして企業の求人活動に利用していただく、それから、就活中の学生に企業の採用担当者から、直接、制度の案内をしていただくという取組をいたしており、対象者にもれなく制度を行き渡らせることに重点を置いております。

これまで学生の方からも企業から案内があったので申し込みたいとか、県内企業の採用担当者の方からも詳しい情報、内容を教えてほしいという相談が寄せられておりまして、制度の更なる周知に効果があったものと考えております。

今後も本人また学生の親、学校、企業等の団体といったところと連携しながら、効果的な周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

梶原委員

企業ともしっかり連携をとっていただいて、周知を進めていただきたいと思います。

次に、昨日も経営戦略部のほうで庁内のデジタル化について聞いたのですが、デジタル庁が今回設置されまして、県や県民にとって、こういったメリットが生まれるのか、市町村への影響等、こうした点でちょっとお聞きしたいと思います。

木野内デジタルとくしま推進課長

梶原委員から、デジタル庁設置による県や県民へのメリット、市町村への影響について御質問いただきました。

9月1日に設置されましたデジタル庁が掲げますデジタル社会の実現に向けまして、市町村においてデジタル化の取組を着実に進めていくことが必要でございます。県におきましては、しっかりと市町村を支援、連携していくことが重要であると考えております。

御質問のメリット、影響についてでございますが、まず国において行政のデジタル化に向けた方針を示すため、令和2年12月に自治体DX推進計画が策定されまして、本年7月にはこの計画の手順書が取りまとめられたところでございます。

市町村におきまして計画期間として掲げられました令和7年度末までに各種行政手続のデジタル化を進める必要がございます。

この推進計画で示されました取組の柱であります2点の事業について、そのメリット等について申し上げます。

まず、1点目といたしまして、自治体システムの共通化が掲げられております。

市町村が行う住民基本台帳でありますとか、児童手当、税関係などの17の業務につきまして、現在各市町村が単独又は複数市町村が共同いたしまして、それぞれの自治体のシステムを開発、運用している現状でございますが、これらを令和7年度末までに国が構築します共通基盤、ガバメントクラウド上の標準システムに移行するという計画でございます。市町村のメリットといたしましては、法律改正等に対応したシステム改修が全国共通で行われますとともに、高度なセキュリティ対策や災害時等を想定したバックアップ対応などが期待できるものでございます。また、県民の皆様には、県内、さらには全国どの市町村におきましても、同じ手続で均等な行政サービスを受けることができるというメリットがございます。

2点目の柱であります、行政手続のオンライン化でございます。

デジタル庁設置に際しましても、国のほうからスマホ一つであらゆる手続がオンラインでできる社会を目指すという方針も示されたところでございます。

国の推進計画では、まずは県民の皆様が行います子育てや介護等に係る市町村への申請につきまして、マイナンバーカードを使ってオンラインでの申請ができますよう、関連します31の手続につきまして、国において自治体システムとの接続機能の構築について、技術支援また財政支援を行いまして、市町村におけるオンライン申請の実装を推進するという計画でございます。

様々な申請手続のオンライン化によりまして、市町村におきましては、窓口業務、データ入力に掛かる負担の軽減、コストの削減が期待できます。また、県民の皆様には、時間や場所にとらわれず、市町村役場に行かなくても簡単、短時間の手続で行政サービスを受けることができるようになると期待されております。

これらメリットが早期に発現できますよう、県といたしましても市町村とともに、デジタル社会実現にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

梶原委員

行政手続のオンライン化は結構だと思うのですが、やっぱり今、問題になっているデジタルデバイドです。情報の格差が出ていますので、こうした方が出ないように、しっかり取り組んでいただきたい。

また、昨日も言いましたけれども、今、住民からの申請を待たずに行政サービスの対象になる方に行政サービスをお知らせするというプッシュ型の行政サービスを、内閣府のほうでも進めていくという方針が出されています。

先ほど、市町村もオンライン化をしっかりと進めていくというお話がありましたけれども、この事業の推進の課題とプッシュ型の行政サービスについて具体的なことが国から出ていないのでお答えしにくいかも分らないですけれども、ちょっとその辺を教えてくださいと思います。

木野内デジタルとくしま推進課長

委員から、市町村の事業推進に当たっての課題とプッシュ型の行政サービスの提供について、県としての考え方について御質問を頂きました。

まず、事業推進の課題といたしましては、いずれの取組も市町村におきまして運用開始までに、まずはシステムの改修、制度改正といった多くの手順が必要となっておりまして、このため県といたしましては、まずは、県と全ての市町村で構成いたします、県市町村情報化推進協議会におきまして、技術支援や必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

また、国におきましても市町村手続のオンライン化やシステムの共通化を支援するために補助制度の創設、サポート体制の充実を図っているところでございまして、県といたしましては、このような国の財政支援、技術支援の制度が、市町村においてしっかりと活用され、早期に県民向けサービスが開始できますよう、市町村を支援してまいりたいと考えております。

また、課題として、先ほど委員からも御指摘がありましたように、デジタルデバイド対策の速やかな実施についてでございます。

県では、県民のマイナンバーカードの取得を支援する、ショッピングモール、スーパー等での出張申請サポートの県内全市町村での実施や、今回補正予算をお願いしております誰一人取り残さない「デジタルデバイド対策」推進事業で養成いたしましたデジタル支援員を広く県内市町村へ派遣することで、県民の皆様のデジタルデバイド対策とともに、市町村に対する側面支援にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、プッシュ型の行政サービスの重要性についてでございます。

昨年、新型コロナウイルス感染症への対応として国が実施いたしました給付金の支給の遅れによりまして、申請主義の弊害が指摘されましたことから、本年5月に成立いたしましたデジタル改革関連法に、マイナンバーと個人の預貯金口座をひも付けする関連法案が盛り込まれておりまして、給付金支給の迅速化とともに、委員よりお話のありました申請がなくても給付をはじめとするサービスを受けることができるプッシュ型行政サービスの提供について、まずは国において環境整備が進められているところでございます。

このうち、マイナンバーカードの個人サイトでありますマイナポータルに児童手当の届出や保育所の申込みといった県民に身近なサービスや手続について事前にお知らせする機能が先行して整備されているところでございます。

プッシュ型行政サービスは、県民生活に直結し、また支援を必要とする方に情報を届けるデジタル社会実現の重要な視点と認識しておりまして、県といたしましては、今後とも国の動きについて情報収集をしっかりと行いますとともに、国が提唱しておりますこのプッシュ型の行政サービスが市町村においてしっかりと実装できますよう、国市町村と一体となって進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

今、課長が、市町村ともしっかり連携して取り組むということで、申請主義の弊害があるとおっしゃいましたけれども、正しくそのとおりだと思います。

幾ら行政手続のオンライン化を進めたところで、やっぱり取り残される方がいれば、それはする意味がないので、是非、市町村としっかり連携していただいて、プッシュ型の行政サービスを強力に推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

個人から県へのふるさと納税のここ数年間の件数と金額の状況がどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

福岡総合政策課長

委員のほうから、個人版のふるさと納税の実績について御質問をお伺いしてございます。

令和2年度の寄附件数としては2,361件、寄附金額としては5,370万1,294円となっております。

梶原委員

5,300万円ということで、かなり大きな金額を頂いておりまして、有り難いことだと思います。

また、これは個人とは別に、今、企業版のふるさと納税というのが全国の自治体でも注目されていますけれども、この企業版ふるさと納税の実績も併せて教えていただければと思います。

福岡総合政策課長

委員のほうから、企業版ふるさと納税についての御質問でございます。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生に取組に対する企業からの寄附における課税の特別措置というものでございます。

令和2年度の実績で申しますと、本県にゆかりのある企業25社から1億3,060万円の御寄附を頂いておるところでございまして、これらの浄財につきましては、例えば大学等の卒業後に県内で就業した若者への奨学金の返還を支援するといった地方創生に資する事業に活用させていただいております。

梶原委員

25社1億3,000万円ということで、これも本当に有り難いと思っております。

企業版ふるさと納税が2020年に制度改正されて、寄附をした際の控除額が今までは最大6割だったのが最大9割まで引き上げられて、企業のメリットが大きく増えたということを知っております。

自治体にとっても企業にとってもすごくメリットのある制度ですので、これから更に力を入れていただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

井下委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、政策創造部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時07分）